

資料 2

令和 8 年 1 月 2 7 日
子ども・若者部
保育課
子ども・若者支援課

子ども・子育て支援法の改正等に伴う
子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

1. 主旨

子ども・子育て支援法の一部改正及び児童福祉法等の一部改正に伴い、国の定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）の一部が改正となった。

（別紙 1：国の分科会の資料を参考資料として添付）

子ども・子育て支援法第 61 条にて、区市町村は、基本指針に即して、「区市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という。）を定めることが求められていることから、今回の基本指針の改正に関して、国の通知等に基づき、世田谷区では以下の通り対応する。

2. 支援事業計画への記載が必要な項目と世田谷区の対応

(1) こども誰でも通園制度

国は、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、保育園等を利用していない未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を令和 8 年度から新たな給付制度として位置づけ、全国の自治体での実施が義務化されている。

給付制度の開始にあたり、基本指針に定められた記載が必要な項目について以下の通り対応する。

項目① 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在の支援事業計画において、量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載している。（別紙 2）

区のこども誰でも通園制度は利用上限を月 48 時間、対象年齢を 2 歳児クラス年齢に拡大して実施することを令和 7 年度に決定したが、現計画に記載の需要量見込みと確保の内容は、令和 8 年度以降の利用実績等を踏まえ、中間年見直しの際に見直しを図ることとし、今回は記載内容の変更を行わない。

項目② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項

国制度では、こども誰でも通園制度が満3歳で終了することから、その後のこどもの受け入れ先の確保等を図ることや事業者間で制度の情報を共有する体制についての記載が求められている。

区では、以下の内容を支援事業計画に追加する。

世田谷区で実施するこども誰でも通園制度は、区独自に対象年齢を満3歳から2歳児クラス年齢まで拡大して実施します。このことにより、幼稚園等における3歳児クラス年齢の4月入園までこども誰でも通園制度の利用が可能となり、子どもの成長を継続して支える体制を構築します。

また、世田谷区では既存の教育・保育施設等にてこども誰でも通園制度を実施することから、引き続き既存の施設等へのこども誰でも通園制度の理解促進を図ってまいります。

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業

令和7年度の児童福祉法の改正において、国家戦略特別区域に限り特例措置として認められている満3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）を全国展開することとされている。（令和8年4月1日施行予定）

これを受け、基本指針に定められた記載が必要な項目について以下の通り対応する。

項目③ 満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

現計画では、2号（3歳から5歳）については、定員の確保量が需要量見込みを上回っていることから、満3歳以上限定小規模保育事業の実施は現時点では予定をしない。そのため、今回は記載内容の変更を行わない。

3. 代用計画の策定と周知方法

現在の支援事業計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画となっている。国からは、現在の支援事業計画への改正内容の反映方法として、「計画の変更」または「代用計画の策定」で対応することが示されているが、区としては、今回の改正内容（上記、項目②のみ）について、代用計画（別紙3）を策定することで対応し、区のホームページを通じて区民への周知を図る。

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

(3) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の

需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 事業概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

世田谷区では、保育の待機児童対策を優先する必要があることから、令和8年度から制度を導入することとしています。

計画策定時において、国が定める事項の多くが検討中の状況のため、国の手引き等を踏まえて、制度を利用する対象者・利用可能枠を以下のとおり仮定しました。

対象者：0歳6か月～3歳未満の保育所等に通っていない子ども

利用可能枠：月10時間

2) 確保の内容

需要量見込みは、将来人口推計（実績との乖離を反映）から、教育・保育事業の需要量見込みで推計した保育所等に通っている子どもを除いた人数を基本に、一定の利用割合を反映して推計しました。

確保の内容は、計画策定時に確保量を見込むために必要な基準や給付の内容が国から示されていないことから見込みが難しい状況がありますが、令和11年度に需要量を満たすよう計画的に利用可能枠を確保することとしました。

※需要量見込みと確保の内容は、今後国が示す制度の具体的な内容等を踏まえ、計画策定後に内容を変更する可能性があります。

		令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)			
		0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
需要量 見込み	①人日					46	85	84	215	47	90	86	223
	②時間数					8,115	15,008	14,798	37,921	8,256	15,800	15,152	39,208
確保の 内容	①人日					32	60	59	151	38	72	69	179
	②時間数					5,681	10,506	10,359	26,546	6,605	12,640	12,122	31,367

		令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)			
		0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
需要量 見込み	①人日	47	92	90	229	45	89	89	223
	②時間数	8,347	16,227	15,878	40,452	7,956	15,717	15,640	39,313
確保の 内容	①人日	43	83	81	207	45	89	89	223
	②時間数	7,512	14,604	14,290	36,406	7,956	15,717	15,640	39,313

別紙 3

国の参考様式に基づいて作成

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

世田谷区

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

世田谷区で実施するこども誰でも通園制度は、区独自に対象年齢を満3歳から2歳児クラス年齢まで拡大して実施します。このことにより、幼稚園等における3歳児クラス年齢の4月入園までこども誰でも通園制度の利用が可能となり、子どもの成長を継続して支える体制を構築します。

また、世田谷区では既存の教育・保育施設等にてこども誰でも通園制度を実施することから、引き続き既存の施設等へのこども誰でも通園制度の理解促進を図ってまいります。